定期巡回・随時対応型訪問介護看護 指定申請書類一覧兼チェックリスト

申請和

当表は提出不要ですが、**必ず初回来庁前にご確認願います。**

事業 担当

★ なるべく当表を<u>印刷の上、各項目を一つひとつ確認しながら書類を作成</u>願います。 (特に、「**写真**」はチェック項目全てが確認できるよう撮影してください)

なお、不明な部分は読み飛ばしていただいて構いません。初回来庁時にご案内いたします*(斜体) 文字は広域福祉課確認項目ですのでチェック不要です*)。

申請に必要な書類	完了		<u>ー</u> チェック項目	
地域密着型サービス事前相談書		□ 市町村受付印 □ 受付日(30日以内か)		
新規申請 事前確認書		□ 法人の代表者印 □ 所在地→○丁目は漢数字 「:	番、番地の、号」等の表記注意	
指定申請書 (様式第1号(第3条関係))		□ あて先は、事業所所在地の市町村長あて □ 法人の代表者印 □ ○丁目は、漢数字。「番、番地、号」等の表記も登記簿と一致 □ 法人登記事項証明書との整合 □ 営利法人→「法人の所轄庁」欄は空白 □ 事業開始年月日(指定日)は月初日(1日) □ 代表者以外に役員が就任している場合、「役員名簿(参考様式10)」を使用		
		□ 事業所情報	□ 申請書と整合 □ 自宅の電話番号は不可	
化中 <i>压</i> 7 包封电话		□ 定款の条文	□ 定款の条項と一致(項、号の区別注意)	
指定に係る記載事項 (付表20-1)		□ 管理者	□ 管理者経歴書と突合	
所在地以外の場合 (付表20-2)		□ 連携する訪問看護事業所	□ 連携型定期巡回・随時対応型訪問介護看 護を実施する場合のみ記載	
		□ 営業日時、実施地域等	□ 勤務表、運営規程との整合 □ 営業日は365日、営業時間は24時間	
役員名簿 (参考様式10)		□ 法人登記事項証明書との整合		
介護給付費の算定に係る 体制等状況一覧表		□ 南河内広域事務室HP様式 □ 加算を算定する場合は、添付書類が必要		
定款 又は寄付行為等の写し		□ 事業目的の記載(例;「介護保険法に基づく地域密着型サービス事業」 など)		
法人登記事項証明書 (写し不可)		□ 事業目的の登記 □ <u>3ヶ月以内発行</u> の 原本 を添付		
管理者		□ 管理者:専従・常勤の者1名 (事業所、施設等の職務)	兼務可となる例外:同一敷地内にある他の	
オペレーター		□ 提供時間を通じて1以上配置 ※サービス利用の状況や利用者 ること ※1人以上は常勤	(1人以上は常勤) 育数及び業務量を考慮し適切な人員を確保す	

表 応サービスの提供に支障がない場合は、オペレーターが随時訪問サービス (参考様式1-1) 従事することができる。その場合において、当該事業所の利用者に対する	申請に必要な書類	完了	チェック項目
 介護従業者 看護職員 【訪問看護サービスを行う看護師等】 【訪問看護サービスを行う看護師等】 【は、随時訪問サービスを行う看護師等】 【は、随時訪問サービスを行う看護師等】 【は、随時訪問サービスを行う看護師等】 一保健師、看護師又は准看護師で常勤換算方法で2.5人以上※訪問看護事業者の指定を併せて受け、本事業と同一の事業所においる場合に、指定居宅サービス等基準第60条第1項一号イに規定する人員に関する基準を満たすときは、本基準をみたしているのとみなすことができる。 	従業者の勤務体制 及び勤務形態一覧 表 (参考様式1-1) 介護 者	業	【定期巡回サービスを行う訪問介護員等】 □ サービス利用の状況や利用者数及び業務量を考慮した適切な員数 【随時訪問サービスを行う訪問介護員等】 □ 専従、かつ提供時間を通じて1以上配置 ※午後6時から午前8時までの間は、当該事業所の利用者に対する随時対応サービスの提供に支障がない場合は、オペレーターが随時訪問サービスに従事することができる。その場合において、当該事業所の利用者に対する随時訪問サービスの提供に支障がないときは、午後6時から午前8時までの間は、随時訪問サービスを行う訪問介護員等を置かないことができる。 【訪問看護サービスを行う看護師等】 □ 保健師、看護師又は准看護師で常勤換算方法で2.5人以上 ※訪問看護事業者の指定を併せて受け、本事業と同一の事業所において一体的に運営されている場合に、指定居宅サービス等基準第60条第1項第一号イに規定する人員に関する基準を満たすときは、本基準をみたしているものとみなすことができる。 □ 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士で事業所の実情に応じた適当数

申請に必要な書類		完了	チェック項目	
	計画作成 責任者		□ 看護師、介護福祉士等であるもののうち1人以上	
資格証及び研修修了証の写し	管理者		□ 資格不要	
	オペレーター		□ 1人以上は常勤の看護師・介護福祉士・医師・保健師・准看護師 ※ 当該オペレーターがオペレーターとして勤務する時間以外の時間帯に おいて、当該オペレーター又は事業所の看護師等との緊密な連携が確保で き、利用者からの通報に適切に対応できると認められる場合は、「サービス 提供責任者」を3年以上従事した者をオペレーターとして充てることができ る。	
	訪問看護 サービス を行う看 護師等		□ 保健師、看護師又は准看護師	
	計画作成責任者		□ 看護師、介護福祉士、医師、保健師、准看護師、社会福祉士、又は介護 支援専門員 ※計画作成責任者はオペレーター、定期巡回サービスを行う訪問介護員 等、随時訪問サービスを行う訪問介護員等、訪問看護サービスを行う看護師 等、定期巡回・随時対応型訪問介護看護の従業者に限る。	
組織体制図			□ 法人名称・事業所名称の記載 □ 兼務がある場合、点線で結ぶなど明確に □ 役員が管理者や従業者である場合、「勤務時間中専従する」旨の一筆	
管理者経歴書 (参考様式2)			□ 事業所名称 □ 指定日に当該事業所の管理者に就任することを明記	
平面図			□ 専用の事務スペースの確保(他事業同室の場合、個人情報漏洩対策) □ 鍵付書庫、机等の備品の記載 □ 相談スペースの確保(四方囲まれていること) □ トイレ、手指洗浄設備 □ 写真番号を撮影箇所に記入	
写真 (カラー)			□ 外観、玄関 □ 事務スペース □ 鍵付書庫(全体+鍵UP) □ 洗面(共用タオル不可→ペーパータオル等を配置、石鹸・消毒) □ 相談室(四方が囲まれているか) □ 利用者の心身の状況等の情報を蓄積することができる機器等 □ 随時適切に利用者からの通報を受けることができる通信機器等	
設備・備品等に係る一覧表 (参考様式5-4)			□ 事業所に備え付けの設備及び備品一覧(品名・数量)を記載。 □ 利用者の心身の状況等の情報を蓄積することができる機器等 □ 随時適切に利用者からの通報を受けることができる通信機器等	
一部サービスの委託先 (参考様式24)			□ 他の事業所に委託する場合のみ	
連携する訪問看護事業所一覧 (参考様式26)			□ 連携の場合のみ	
事業所までの 案内図(地図)			パンフレット等を使用する場合、インターネットの地図など正確な位置が特定できるものを添付	
賃貸借契約書の写し			□ 貸主は医療法人・宗教法人以外 □ 法人として契約 □ 契約期間 (事業開始日を含んでいるか) □ 更新条項 □ 使用目的、用途 (居住用等不可) ※ 法人 所有の場合は上記によらず登記簿(原本)など所有権確認できる書類	
建物の検査済証			(新築の場合→□ 検査済証 改築等の場合→□ 用途変更確認済証) □ 手続き不要の場合は、その理由書(任意様式)	
運営規程			□ 付表と照合 □ <i>南河内広域IIP参考様式との突合</i>	

申請に必要な書類	完了	チェック項目
苦情を処理するために講ずる 措置の概要	72.7	□ 事業所名・サービス種類 □ 担当者、常設窓口(事業所TEL・FAX)の設置 □ 苦情相談記録(相談苦情対応シート等)の整備
介護・医療連携推進会議の概要 (参考様式20-5)		□ 指定日から3ヶ月以内の開催予定であるか。 □ 依頼先の団体、役職等は適切であるか。 □ 既に設置されているか、または、確実に設置が見込まれるか。
財産目録等		□ 直近の決算期の 貸借対照表・損益計算書 □ 決算を一度も行っていない法人は 財産目録
事業計画書 (参考資料3-7)		□ サービスの種類 □ 事業所名称 □ 赤字の期間の「収支予算書」との整合 □ 介護・医療連携推進会議は3ヶ月に1回の開催であるか。
収支予算書 (参考資料4-1)		□ 事業所名称□ 事業開始からの1年間(赤字の場合、次年度分)□ 人件費内訳の運営規程との照合
損害賠償発生時に対応しうる ことを証明する書類		□ 証券 または、申込書+手続き完了が確認できるもの(領収書、受付確認書、保険会社担当者からのメール等) □ 法人名で契約 □ 契約期間が事業開始日を含んでいるか(保険開始時間が、「8時~」や「16時~」等となる場合は、指定日より前の日からの契約としているか) □ 当該事業所の訪介事業が補償対象であることが確認できる書類
老人福祉法上の届出 (様式第1号)第2号関係		□ 老人居宅生活支援事業開始届
誓約書 (参考様式9-8) (法第78条の2第4項各号に該 当しないことを誓約する書 面)		□ 南河内広域事務室HP様式(新規指定用) □ 法人が誓約・法人代表者印押印
処遇改善加算 届出書類		(南河内広域ホームページ→申請・届出について→広域福祉課の申請届出→ 介護保険→介護職員処遇改善加算届) □ 新規法人の場合、書類一式 □ 既届出法人の場合、変更届(市町村が異なる場合は届出書も要)
変更届 (□要□不要)		□ 法人情報 □ 専用区画 □ その他:
廃止届 (□要 □不要)		廃止事業所:

ー 南河内広域事務室 広域福祉課: (電話) 0721-20-1199 (FAX) 0721-20-1202